

飯田市部等設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 部等改編の概要

- 少子高齢化・核家族化による家庭の孤立が進み多様な生活支援ニーズが高まる中、健康福祉部を福祉部（福祉・介護部門）とこども未来健康部（保健・こども部門）の2部制とし、諸課題への的確な対応力と機動性を高める。また、両部は緊密な連携体制をとることにより、肥大化する保健・医療・福祉・介護の総合的な課題へ柔軟に対応する。
- こども未来健康部は、改正児童福祉法及び改正母子保健法（令和6年4月施行）を踏まえ、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」と位置付け、こどもが安心して生まれ育つ、こどもを安心して産み育てられるまちづくりを総合的に推進する。

2 部等改編の内容

(1) 健康・福祉関連行政の2部化

保健・医療・福祉・介護等に関する行政課題は密接に関係しており、関係課を健康福祉部へ集中して総合的に推進してきた。しかし、今日の少子高齢化、核家族化などによる家庭の孤立が急激に進んでおり、市民の生活支援ニーズは肥大化する一途にある。

このような中「健康長寿のまちを目指し、地域包括ケアを推進する」部門と、「健やかな出産・子育てと、生涯にわたる健康増進を図り、こどもが安心して生まれ育つ、こどもを安心して産み育てられるまちづくりを進める」部門との2部制とし、それぞれの諸課題への的確な対応と機動性を高める。なお、両部の課題は密接に関係していることから、引き続き十分な連携体制を図る。

① 福祉部

超高齢化・核家族化などにより、要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者や8050問題などの諸課題が深刻化する中、市では重層的支援体制などにより福祉や生活支援のあらゆる相談に応じる窓口の充実を図った。これからは、その先のアウトリーチ支援の充実が求められており、家庭の孤立を防ぎ、地域の支え合いの仕組みを醸成し、在宅医療・在宅介護を受けながら地域生活を続けるための「地域包括ケアシステム」を一層構築していく必要がある。

そこで福祉部では、地域包括支援センターや地域福祉コーディネーターとの協働のもと、地域福祉・介護予防・地域包括ケアを機動的に推進し、健康長寿のまちを目指す。

② こども未来健康部

急速な少子化・核家族化により、あらゆる家庭の孤立が進む中、こども・子育てをまんなかに置いた視点から産み育てやすい地域を総合的に構築するとともに、妊娠期からの生涯にわたる途切れない心身の健康増進を図るため、こども未来健康部を設置する。

また、ヤングケアラーやこどもの貧困をはじめ子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化していることから、こども未来健康部は、改正児童福祉法等による「こども家庭センター」と位置付け、子育て世帯に対する包括的な支援を推進する。

②-1 改正児童福祉法等(令和6年4月1日施行)による「こども家庭センター」について

改正法により、市町村は子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めるとしている。

②-2 教育委員会と子ども未来健康部について

これまで、教育委員会（学校教育課）は学童の教育及び健全育成を所管し、健康福祉部（保健課・子育て支援課・子ども家庭課）が心身の発達支援ほかこどもの健康増進と、虐待防止や子育て支援など児童福祉を担当してきた。

国は子ども家庭庁の創設によって次のように所管を改編しているが、市は引き続き対象児童で整理し、市民サービスのわかりやすさとワンストップ化に配慮して業務を整理する。

施策	保育所	認定子ども園	幼稚園	放課後児童クラブ	放課後子供教室	こどもの貧困対策・こどもの居場所
対象児	0歳-就学前		3歳-就学前	小学生		0歳-18歳
国（-R4）	厚労省	内閣府	文科省	厚労省	文科省	内閣府
国（R5-）	子ども家庭庁		文科省	子ども家庭庁	文科省	子ども家庭庁
市	子ども未来健康部			教育委員会※		子ども未来健康部

※新・放課後子ども総合プラン（文科省・厚労省）

放課後児童クラブと放課後子供教室を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

(2) 子ども未来健康部を構成する課

（課の名称や事務分掌等は、R6.3の組織規則改正で決定するため、現時点での考え方である）

① こども課

りんご庁舎2階の子ども家庭総合支援拠点を「こども課」とし、子育ての総合相談支援を推進するほか、こども子育てに関する総合的な情報発信機能や、医療・療育・教育・児童発達支援・障害福祉など関係機関の中核となつて途切れない発達支援体制の推進を図る。

また、こども課は子ども未来健康部の主管課となり、要保護児童対策地域協議会の中核機関のみならず、こども子育て政策の企画調整部門としての機能を予定する。

② 保育家庭課

本庁1階に「保育家庭課」を配置し、保育所等の運営管理と自然保育や各園の多彩な幼児教育の取組など「次代を担う子どもへの多様な幼児教育の機会の提供」と、女性相談やひとり親家庭相談により「次代の家庭の自立支援」を推進する。

現家庭係は、家庭やこども子育てに関する相談機能の一部だが、市民課（婚姻・離婚・転出入）や福祉課（各種給付、重層的支援）との連動性が高く、本庁ワンストップ型窓口としての構造を継続する。

③ 保健課

市の保健行政は、保健師の効果的・効率的な運営体制のため、地区担当制としている。保健課は、子ども未来健康部の中に設置し、引き続き、妊娠期の母子保健から始まり成人保健、生活習慣病予防、高齢者の健康づくりや介護予防との一体的実施に至るまで、市民の生涯にわたる健康増進を担当する。

なお、福祉部との緊密な連携体制を堅持するため、保健師の福祉部兼務について検討する。

また、包括医療体制や公立診療所をはじめとする地域医療に関する新たな課題に対応するため、課内の体制について検討する。

3 組織機構の比較表

(課の名称や係の構成、事務分掌等は、R6.3の組織規則改正で決定するため、現時点での考え方である)

R5年度（現行）	R6年度	
<p>◇健康福祉部</p> <p>□福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉係 ○生活福祉係 ○重層的支援係 ○障害福祉係 <p>□長寿支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長寿支援係 ○基幹包括支援センター係 ○介護保険係 ○介護認定支援係 	<p>本庁1F [A11]</p>	<p>◇(改)福祉部</p> <p>※保健課の保健師等について福祉部兼務を検討</p> <p>□福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉係 ○生活福祉係 ○重層的支援係 ○(改)障がい福祉係 <p>□長寿支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長寿支援係 ○基幹包括支援センター係 ○介護保険係 ○介護認定支援係（一部本庁3F）
<p>□こども家庭課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども相談係（りんご庁舎） ○家庭係（本庁1F） ○こども発達センターひまわり 		<p>りんご 庁舎2F</p>
<p>□子育て支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援係（りんご庁舎） ○保育係（本庁1F） ○施設管理係（本庁1F） ○公立認定こども園 	<p>本庁1F [A11]</p>	<p>□(改)保育家庭課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育係 ○施設管理係 ○(改)家庭相談係 ○公立認定こども園（出先/16園）
<p>□保健課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康推進係 ○保健指導係 ○国保係 ○医療給付係 ○コロナワクチン接種推進係 	<p>保健 センター</p> <p>本庁1F [A8-9]</p>	<p>□保健課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康推進係 ○保健指導係（地区保健師） ○(新)母子保健係 } [子育て世代包括支援センター] <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ○国保係 ○医療給付係 ○(新)地域医療係（予防接種・包括医療・診療所管理運営）